

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和8年1月20日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

J R奈良駅アンテナショップ管理運営業務

(2) 趣旨・目的

J R奈良駅構内に奈良県（以下「県」という。）が確保する県有財産（以下「J R奈良駅県有スペース」という。）において、県の農業、林業及び食（以下「県の農・林・食」という。）に関する物販・飲食・情報発信を行うアンテナショップを設置します。県の農・林・食の魅力を広く県内外にアピールし、地域ブランド力を向上させることにより、県の農業・林業の振興を図ると共に、地域の活性化を目指します。県は、このJ R奈良駅県有スペースでのアンテナショップに関して県と協働して運営する者（以下「運営者」という。）を募集します。

(3) 施設の概要

①周辺の環境

J R奈良駅構内1階の自由通路に面した立地

②物件概要

（ア）所在地 奈良市三条本町1-1（ビエラ奈良1F）

（イ）名称 J R奈良駅県有スペース

（ウ）面積 115.05 m²（別紙平面図を参照）

※平面図は竣工時のものであり、現状と異なる場合があります。

（エ）物件の所有者 県（ただし、土地はJ R西日本株式会社が所有し、使用貸借契約により県が土地を使用します。）

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 業務内容

J R奈良駅県有スペースにおけるアンテナショップの運営

①販売部門の運営

②飲食部門の運営

③県の農・林・食の情報発信

④その他、運営上必要なこと

業務内容の詳細は、「J R奈良駅アンテナショップ管理運営業務 業務説明書（以下「業務説明書」という。）」に記載しています。

(6) 委託費

運営に係る委託費は0円とします。ただし、物件に係る借地料、共益費及び県有備品に係る修繕費は県が負担します。それ以外の備品、什器及び光熱水費等の運営に係る経費は、運営者が負担します。

2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日県告示425号）による競争入札参加有資格者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とします。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
TEL 0742-27-8908

- (2) 県内の農、林、食、及び特産品に関する同様の店舗の運営業務を過去10年以内に実施した実績があること。（県産食材や県産食材を使用した加工品などの飲食料品、県産林材を使用した商品、県の伝統工芸品や県内企業の製造した雑貨等のいずれかを販売したことがあること）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その修正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

県食農部豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係

TEL 0742-27-7401

FAX 0742-26-6211

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

期間中の受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。

(2) 業務説明書の配布

令和8年1月20日（火）から令和8年1月28日（水）の午後5時までの間に、上記（1）の担当部署または県豊かな食と農の振興課ホームページから入手できます。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除きます。

(3) 現地見学について

施設の現地見学を希望する者に対しては、下記の日時に現地見学の機会を設けます。

① 開催日時 令和8年1月26日（月） 午後3時から午後4時

② 開催場所 奈良のうまいものプラザ（奈良市三条本町1-1）

③ 内容 店内の見学

④ 申込み 様式1「現地見学 参加申込書」にて申込みを行ってください。

なお、参加は1事業者あたり2名以内にします。参加申込みがない場合は、実施を取りやめますので、見学を希望する場合は、必ず事前に申込

みを行ってください。

- ⑤ 申込期限 令和8年1月23日（金）午後3時まで
- ⑥ 提出先 上記（1）の担当部署に様式1「現地見学 参加申込書」をメール（housyokunou@office.pref.nara.lg.jp）で提出し、電話にて送付した旨を連絡してください。

（4）参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

- ① 受付期間 令和8年1月22日（木）の午後3時まで。
- ② 提出先 上記（1）の担当部署と同じ。
- ③ 提出方法 メールで提出し、電話にて送付した旨の連絡をしてください。
担当者名及び連絡先（電話番号）を明記してください。
- ④ 回答 令和8年1月23日（金）までに、質問に対する回答を、質問者名等を除き、県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表します。

（5）参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和8年1月28日（水）の午後5時まで。
- ② 提出先 上記（1）の担当部署と同じ。
- ③ 提出物及び提出部数：各1部
 - ・ 様式2 参加表明書
 - ・ 様式3 誓約書
 - ・ 様式4 会社概要
 - ・ 様式5 同類業務の実績
- ④ 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着。

（6）提案書提出者の選定及び通知

① 選定について

参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有する者を提案書の提出を依頼する者として選定します。

② 通知について

参加表明書を提出した者には、提案書の提出依頼又は非選定の通知を郵送により令和8年1月29日（木）までの消印で郵送します。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知します。

③ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができます。県からの説明は、書面により行うこととし、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により行います。

（7）提案書等作成に関する質問の受付及び回答

- ① 受付期間 令和8年2月4日（水）の午後5時まで。
- ② 提出先 上記（1）の担当部署と同じ。

- ③ 提出方法 メールで提出し、電話にて送付した旨の連絡をしてください。
担当者名及び連絡先（電話番号）を明記してください。
- ④ 回答 令和8年2月6日（金）午後5時までに、質問に対する回答を質問者名等を除き、県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表します。

（8）提案書の提出

- ① 提出期限 令和8年2月12日（木）の正午まで。
- ② 提出先 上記（1）の担当部署と同じ
- ③ 提出物及び提出部数
 - ・様式6-1 提案書 1部
 - ・様式6-2 提案書（提案内容の詳細）正本1部、副本8部
(正本の右肩にのみ、商号または名称を記載します。ただし、副本には、商号や名称、ロゴマーク等の記載は禁止とします。)
 - ・様式6-3 運営体制 1部
 - ・様式6-4 収支計画 1部
- ④ 提出方法 持参または郵送。
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着。

（9）プレゼンテーションの実施

- 提案者は提出した提案書に基づき、プレゼンテーションを実施し、質問に答えるものとします。プレゼンテーションの実施予定日時、場所は以下のとおり。
- ① 実施日時 令和8年2月中旬以降
 - ② 実施場所 奈良県庁内もしくは周辺施設の会議室。
詳細は、後日提案者に対して通知します。

（10）辞退届の提出

- 上記（6）②において、提案書の提出依頼を受けた者で、提案書の提出を辞退する者は、辞退届（様式は自由とします。）を提出してください。提出期限、提出先、提出方法は（8）に準じます。

（11）受託事業者の特定

- ① 特定について
提案書等を評価基準により審査し、最も高い評価を得た提案者を受託者として特定します。選定結果は、県豊かな食と農の振興課ホームページにて公表します。
- ② 通知について
提案書を提出した者には、特定または非特定の通知を郵送により行います。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知します。
- ③ 非特定理由の説明申請について
非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができます。県からの説明は、書面により行うこととし、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により行います。

(12) 契約の締結

(11) により特定された者と契約締結の交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、

(11) により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

(13) 契約の解除

契約締結後であっても、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し受託者を変更することができます。また、県は、契約解除に伴い生じた損害について、受託者に請求することができます。

5 提案書等作成上の留意事項

- (1) プロポーザルは具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。
- (2) 提案書の副本は、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な商号や名称、ロゴマーク等）を記載してはなりません。記載がある場合はその項目を無効とします。
- (3) 提案書等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとします。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された提案書等は返却しません。また、提案書等を無断で他に使用することはできません。
- (6) 提案書等がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とします。
- (7) 提案書等が複数のページにわたる場合は、ページ数を記入してください。
- (8) 文字サイズは 10.5 ポイント以上とします。
- (9) 用紙は日本工業規格 A4 縦片面印刷とすること。なお、A3 サイズを使用する場合には折り込みとします。
- (10) 様式 6-2 「提案書（提案内容の詳細）」は 15 ページ以内（添付資料を含み、様式 6-3 及び 6-4 は含まない）とします。なお、A3 サイズを使用する場合には、A4 サイズ 2 ページ分として数えます。

6 受託者を選定するための評価基準

提案書等の評価基準は下記のとおりです。

次年度当初よりアンテナショップを開店するため、参加表明が 1 者の場合でも提案書の審査を行います。なお、提案書の評価において、すべての評価項目について、事業者選定委員の評価点の平均が 5 割以上、かつ、合計点が 6 割以上を得た場合にのみ委託業務を実施するための水準を満たしていると判断し相手方を特定します。全評価項目を合計した評価点の最高点者が複数者いる場合は、以下の優先順位の評価項目で評価点数の合計点が高い者に決定します。

「経営実績」→「運営計画」→「飲食部門」合計→「物販部門」合計→「収支計画」→「自由記述」→「情報発信」

評価項目	評価基準	配点
運営計画	オープンまでのスケジュール及び人員配置・勤務体制が適正であり、店舗コンセプトやレイアウトが明確である。	10 点
物販部門	販売品目についての提案が、県の農・林・食を PR する内容となっている。	5 点
	提案に必要な県産品等（主に農・林・食）の仕入れ方法や販売価格・販売手数料の設定が明確である	5 点
	県内で開発された商品の試験販売等、新商品の掘り起こしに加え、消費者ニーズや販売状況等の情報を出荷者にフィードバックするなど、県の農・林・食の振興に寄与する取組である。	10 点
	県産食材や県産食材を使用した加工品を PR するフェアについて、具体的な内容が提案されている。	10 点
飲食部門	年間の営業計画（メニュー、価格等）及び県産食材を使ったメニュー開発等が、県の農・林・食を PR する提案となっている。	10 点
	県産食材の利用に精通しており、集客が期待できるシェフを確保できる。	10 点
	食品衛生管理対策について、適切に示されている。	5 点
情報発信	「奈良県の農・林・食の情報発信について」の提案が、効果的な提案となっている。	10 点
	Web サイト「奈良コレ」を活用した情報発信について、サイト内容を充実させるための取組が提案されている。	5 点
収支計画	収支計画（収支、経費及びその内訳の妥当性、資金調達の手法）が適正である。	5 点
経営実績	提案者が物販・飲食・情報発信についての経験がある。	10 点
自由記述	独自の工夫やアイデア等が提案されている。	5 点
合計		100 点

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約書の作成を要します。
- (2) 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月 25 日県規則第 14 号）第 19 条の定めるところによります。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書等を無効とします。
- (4) 提案書等提出期限後における記載内容の変更（追加等）は認めません。
- (5) 提出された提案書等は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります、特定を行う作業の終了後には裁断して廃棄します。
- (6) 提出された提案書等及びその複製は、提案書等の選定以外で提出者に無断で使用しませ

ん。ただし、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日県条例第38号）に基づき開示請求があつた場合は、開示する場合があります。

- (7) 提案書等提出後、随意契約の相手方として特定されるまでは、隨時辞退することができます。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- (8) 業務説明書及び選定された提案書に基づき、協議の上、仕様書を作成することとし、この仕様書に基づき契約することとします。
- (9) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託できません。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (10) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
- ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとします。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて県に帰属するものとします。
- (11) 本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注してください。
- ①奈良県公契約条例（平成26年7月10日県条例第11号）の趣旨に則り、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行してください。
 - ②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守してください。
 - i) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - ii) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - iii) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - iv) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - v) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - ③本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
- (12) その他、詳細は業務説明書によるものとします。

※当該業務に係る予算が議決されなかった場合、及び県とJR西日本株式会社との土地の使用

賃借契約が不成立となった場合、公告を取り消すこととします。

JR奈良駅アンテナショップ管理運営業務 業務説明書

1. 趣旨・目的

JR奈良駅構内に奈良県(以下「県」という。)が確保する県有財産(以下「JR奈良駅県有スペース」という。)において、県の農業、林業及び食(以下「県の農・林・食」という。)に関する物販・飲食・情報発信を行うアンテナショップを設置します。県の農・林・食の魅力を広く県内外にアピールし、地域ブランド力を向上させることにより、県の農業・林業の振興を図ると共に、地域の活性化を目指します。県は、このJR奈良駅県有スペースでのアンテナショップに関して県と協働して運営する者(以下「運営者」という。)を募集します。

2. 施設運営の基本方針

当施設は、JR奈良駅の高架下に位置し、県が公共の用に供するものであり、利益を伴わないものとして設置するものです。物販・飲食・情報発信を3本柱とし、3つを連携させることで県の農・林・食のPR効果を最大限に生み出します。生じた利益は、県の農・林・食の情報発信のために使用します。

3. 施設の概要

(1)周辺の環境

JR奈良駅構内 1階の自由通路に面した立地

(2)物件概要

- ①所在地 奈良市三条本町1-1(ビエラ奈良1F)
- ②名称 JR奈良駅県有スペース
- ③面積 115.05 m²(別紙平面図を参照)
- ④物件の所有者 県(ただし、土地はJR西日本株式会社が所有し、使用貸借契約により県が土地を使用します。)

⑤設備

- ・給排水設備
- ・電気設備(電球・蛍光灯の交換は運営者負担)
- ・瞬間湯沸器
- ・空調設備

⑥備品

- ・椅子 8脚
- ・ディスプレイ台 3種×各1台
- ・テーブル(2人席) 2卓
- ・木製販売台 A:3台、B:4台、C:1台

4. 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

5. 業務内容

(1)アンテナショップならびに業務の実施に必要な設備についての保守管理、安全点検、衛生管理、防火管理及び利用者の安全の確保に関すること

(2)販売部門の運営

①店内に物販スペースを設け、下記の商品を販売すること

- ・県産食材や、県産食材を使用した加工品などの飲食料品販売
- ・県産材を使用した商品の販売
- ・県の伝統工芸品や、県内企業の製造した雑貨等の販売
- ・その他奈良らしい商品の販売

②新たな商品の試験販売及び従来の商品への協力

県内で開発された新商品等の試験販売など、県と協力し新商品の掘り起こしに取り組みます。

また、県内事業者への消費者ニーズや販売状況等の情報提供を行います。

③県産食材や、県産食材を使用した加工品をPRするフェア等の実施

県産食材や県産食材を使用した加工品をPRするため、食材をPRできるチラシ等を作成し、その食材を一定期間販売するようなフェア等を行います。(各年度5回程度)

(3)飲食部門の運営

店内に飲食スペースを設け、県産食材を使った飲食を提供するカフェ・レストランの営業を行います。県産食材を使ったメニューなど、県をイメージするメニュー(柿の葉寿司や素麺、奈良の郷土料理など)を考案し、提供します。また、メニュー帳等を活用し、県産食材のPRを図ります。

(4)県の農・林・食の情報発信

①店舗を活用した情報発信

上記(2)や(3)を通じて、県の農・林・食の情報発信を行うとともに、店舗を活用した情報発信(パンフレット設置、ポスター掲示など)を行います。また、県等が実施する店舗イベントに積極的に協力します。県アンテナショップのホームページは、県が運営・管理を行いますが、情報提供は隨時行います。

②Webサイトを活用した情報発信

県の食・農・林の情報発信サイト「奈良コレ」のお知らせ機能などを活用し、奈良県の食・農・林に関する情報発信を月2回程度実施します。

(5)その他、アンテナショップの運営に必要なこと

6. 運営に係る指示事項

(1)営業日及び営業時間

通年営業を基本としますが、定休日等、詳細は運営者と県で協議の上決定します。営業時間については7時～21時とします。

(2)適正な人員配置等

①運営者は、アンテナショップの管理運営(県との調整を含む)における業務総括責任者とそれを

補佐する副責任者を指名し、県に報告します。営業時間中は両責任者又は一方が施設内に勤務している必要があり、勤務時間等については、労働関係法令を遵守します。

②運営者は火元責任者及び食品衛生責任者を指名し、県に報告します。

(3) 営業に係る遵守事項及び諸手続等

①運営については、運営者が直接行います。

②運営者が契約書等の定める義務に違反した場合や社会的信用を損なうおそれのある行為を行った場合、県は文書によって運営者に改善計画を求めることができることとします。その際、運営者は改善計画を策定し、県から承諾を得て、速やかにこれを実行しなければなりません。

③JR奈良駅県有スペースの引き渡しの状況は、物販・飲食スペースともに居抜き(給排水設備、電気設備及び瞬間湯沸器を除く)ではありません。入居時、運営者側において什器・調理設備等の設置の負担が生じます(一部、県所有の設備・什器等は利用可能です)。

④運営者は、アンテナショップ運営に関する衛生管理・防災等の関係法令、監督官公庁の指導事項等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底します。また、ユニバーサルデザインを意識した運営に留意します。

⑤運営者は、運営にあたりJR西日本株式会社等が定める規則等を遵守します。

⑥運営者は、JAS 法や食品衛生法など各種法令を遵守するとともに、必要な許認可を取得し、それら申請等に係る費用は運営者の負担とします。

⑦食中毒、店舗での怪我等、店舗運営発生した事故、販売上のトラブル、顧客等から苦情等については、運営者が責任を持って処理するとともに、県に対してその内容を報告します。

⑧運営者は、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)及び奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年 12 月奈良県条例第 19 号)を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意します。

⑨運営者は、店舗運営にあたって、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、食品ロス削減、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めます。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めます。

(4) 施設の維持管理等

①JR奈良駅県有スペース内の県有設備の維持管理、修繕は原則として県が行います。ただし、運営者の責めに帰すべき事由により、修繕等が必要となった場合は、その費用については運営者の負担とします。なお、電灯など通常の消耗品の交換、清掃等については、運営者の負担とします。また、運営者が自ら整備した備品等に係る維持管理、修繕等についても、その費用に

については運営者の負担とします。

②運営者は、不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を締結します。

③運営者が故意又は過失により、施設等を損傷し又は滅失したときは、運営者の負担により原状回復をしなければなりません。それに加えて、県に損害が生じた場合は、運営者はその損害を賠償しなければなりません。運営にあたり、第三者に損害が生じた場合、運営者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が運営者の責めに帰すことができない事由によ

る

場合は、その限りではありません。県は、運営者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、運営者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(5) 経費の負担

当該業務に係る経費の負担は、物件に係る借地料及び共益費*と物件に係る維持管理・修繕費(通常の消耗品の交換に係る費用を除く)については県が全額負担、それ以外の経費は運営者が全額負担するものとします。ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合及び県とJR 西日本株式会社との土地の使用賃借契約が不成立となった場合、当該業務について停止等の措置を行います。

*ここでいう共益費は、物件の共用部分の使用に係るものです。

(6) 事業実施状況の報告

運営者は、年度ごとの事業実施計画書を前年度3月末までに、毎月の売上額、購買者数、入店者数を、翌月上旬に、年度ごとの本事業に係る収支決算書及び、事業実施計画書に記載した内容の履行状況を翌年度5月末までに県に報告します。また、県は、経営状況を把握するため、店舗の収支状況を必要に応じて求めることができます。これらを以て、本業務の成果品とします。

(7) 負担金

運営者は、下記の表に掲げる毎月の売上高の区分に応じた割合を、毎月の売上に乘じた額を負担金として、県の指定する日までに指定する方法で支払うこととします。なお、負担すべき額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとし、振込手数料は運営者が負担します。

毎月の売上高	割合
1100万円未満の場合	0%
1100万円以上の場合	1100万円を超える部分の8%